

# 子供の安全を守るためライター等の販売が規制されます！

～平成23年9月27日からPSCマークがないライター等は販売が禁止されます～



PSCマークは、ライター等の特定製品を製造又は輸入する事業者が、技術基準に適合する等の義務を履行した場合に付される表示です。

平成22年12月27日に消費生活用製品安全法関係の改正法令が施行され、いわゆる**使い捨てライター**や**多目的ライター**の販売規制が開始されました。経過措置終了後の**平成23年9月27日**以降、本体にPSCマークが表示されていないものは販売が禁止されます。

## 1. 購入にあたっての注意

以下のライター等については、本体にPSCマークが表示されていないものは販売が禁止されます。

ご購入の際には、本体にPSCマークが表示されているかどうか、ご確認ください。

**使い捨てライター**や**多目的ライター（点火棒）**のうち、

- ・燃料の容器と構造上一体となっているものであって
- ・当該容器の全部又は一部に**プラスチック**を用いたもの



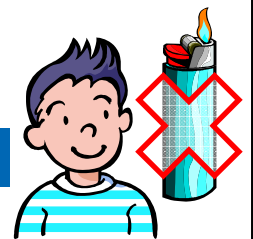
PSCマークの技術基準では、構造、強度、爆発性、可燃性等製品の安全性を求めるとともに、子どもが簡単に操作できない**幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）**などを規定しています。

## 2. 使用にあたっての注意

 **子どもの手の届かないところにおきましょう**

 **子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう**

 **不要なライターはきちんと捨てましょう**



**ガス抜きをする等自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。**

本リーフレットの問い合わせ先

経済産業省 商務流通グループ製品安全課

電話番号 03-3501-4707

商務情報政策局日用品室

電話番号 03-3501-1705

消費者庁 消費者安全課

電話番号 03-3507-9201

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

電話番号 03-5501-3154

経済産業省、消費者庁、警察庁、消防庁、環境省、(社)日本喫煙具協会

規制に関する情報は、経済産業省の製品安全ガイドHPをご覧ください：[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/](http://www.meti.go.jp/product_safety/)

# ライターによる火災事故を防止しましょう!!

～ライターの火遊びによる火災を防ぐには、周囲の大人の注意が欠かせません～

## ⚠️ 子どもの手の届かないところにおきましょう

家中、車の中にライターを放置せず、子どもの手の届かない場所にきちんと保管しましょう。

## ⚠️ 子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう

子どもがライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせましょう。

理解できる年齢になったら、家庭や学校で子どもに火遊びの危険性を教えることも大切です。



## ⚠️ 不要なライターはきちんと捨てましょう

利用しなくなったライターが、ありませんか？

※年間約6億個のライターが国内生産及び輸入されています。

[出典]平成20年国内需要動向調査報告書(喫煙具) (社)日本喫煙具協会

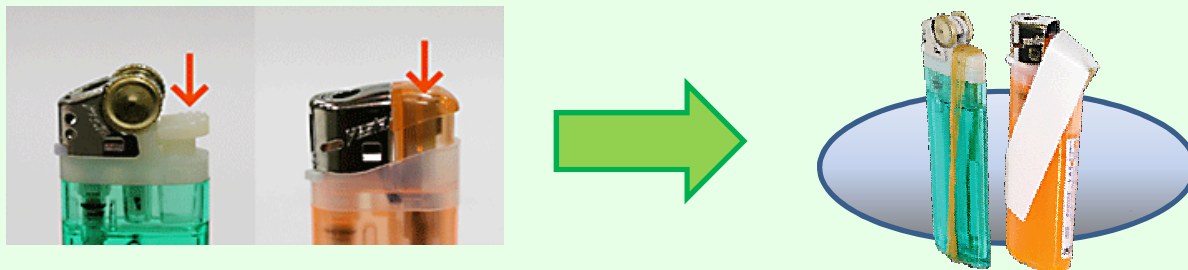


ガスが残存するライターの廃棄を原因とするごみ収集車の**火災事故等**も発生しています。

ライターは使い切るかガス抜きをして、各自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。

## ガスの抜き方の例

(注)火の気のないことを確認し、風通しのよい屋外で行いましょう。



周囲に**火の気のない**ことを確認する。

操作レバーを押し下げる。着火した場合はすぐに吹き消す。

輪ゴムや粘着力の強いテープで、押し下げたままのレバーを固定する。

シューという音が聞こえれば、ガスが噴出している（聞こえない場合は炎調整レバーをプラス方向にいっぱい動かす）。

この状態のまま付近に**火の気のない、風通しのよい屋外**に半日から1日置く。

念のために着火操作をして、火が着かなければ、ガス抜きは完了です。

(参考：(社)日本喫煙具協会HP <http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html> )